

佐藤信淵の学校論

中 泉 哲 俊

一、まえがき

佐藤信淵(明和六〇嘉永三)は、農政家信季の第三子として、羽後国(秋田)西馬音内村に生まれた。かれは天性豪放大胆、みずから信ずるところがすこぶる固く、農政学・経済学・政治学・天文・暦数・地理・測量・国学・兵学・植民などきわめて広汎な学問の基礎の上に立って、経世済民を志し、驚嘆すべき組織をもって日本国家の根本的改造を立案し、¹日本を中心とする具体的な世界政策を樹立したのであった。その豊富な学殖と高邁にして卓抜な識見とは、われわれを驚かすにじゅうぶんである。

本稿では、信淵の根本思想がいかなるものであったかをまず究明し、さらにそれを基底としてかれの学校論がどのように展開されているかを、考察してみたいと思う。

二、根本思想

1 佐藤信淵は世界統一論たる『混同秘策』(文政六年)の中で、

皇大御国は、大地の最初に成れる国にして世界万国の根本なり、故に能く其根本を経緯するときは、則全世界悉く郡県と為すべく万国の君長皆臣僕と為すべし、(滝本誠一編、佐藤信淵家学全集以下「家学全集」と記す 中巻、一九五頁)と喝破している。このように信淵の思想体系、根本学説は、わが皇国は世界万国の根本である、という国体観、皇国中心的世界観に立脚している。かれはまた『天柱記』(文政二年)で、

皇国は伊弉諾・伊弉冉の二神、曾て皇祖天神の詔を受けて修造したる所にして、大地の最初に成就し、天孫の天降以来、皇祚無窮に連綿して天地と共に悠久なり、実に万国の基本たるに論なし、故に大古の事実を言継ぎ言伝へたること、皇国の古説より精しきは無く、又皇国の古説より真なるは無し、(家学全集、上巻、四七五頁)

と説きおこしている。かれのいう皇国の古説とは何であろうか。『鑄造化育論』(文政五年)の中で、

謹按三神代古典、天地未成之時、有三天御中主神・高皇産靈神・神皇産靈神、斯三神者、実為造化之首一矣(中略) 天御中主神、愛三惠人民一極篤、豈止滋三息之哉、更欲三使之修三道成三徳以爲三神聖一也、廼命三産靈二神一、為一化育之元始一矣、故古典、称三皇祖神魯岐命、神魯美命、或称三天祖大神一者、即産靈二神也、(家学全集、上巻、五三一—五三二頁)

と説く言葉によつても、それは天御中主神・高皇産靈神・神皇産靈神の三神が造化の元首である旨を論ずる古事記を指していることが、おのずから明らかであろう。このように信淵は、宇宙生成についての真説も古典の中に見出されるべきものである、という信念をもっていた。この信念は国学者、殊に平田学派の力説したところであるから、この点に同郷の先達平田篤胤との交渉影響がみとめられる。上述のような皇国至上主義、世界統一的信念は、信淵の思想・学説・著述を一貫して流れる指導原理である。²⁾

『農政学解嘲弁』(天保二年)に、つぎのような文章がみえる。

我家の農政学は、敬みて昊天の神意を奉り、食物・衣類を豊かにし、黎民を安んずるの法にして、悉皆勸農開物の業を修め、亮^二天功^一の事なるを以て、堯舜之道と全く同き学びなり、(家学全集、下巻、六四五頁)

ここにいう昊天とは、日神すなわち天照大神を指すのである。天照大神は産霊神の鎔造化育の神意を最もよく継承され、神々はいずれも「総て是産霊大神の人類を慈愛し給へる靈徳³」を承けて、これを發揮し大成するのが、その神性であり、神意であり、神徳である。『天柱記』および『鎔造化育論』は、このような信念に立脚する信淵の哲学であり、宇宙論であるが、このような哲学をかれみずから産霊の法教(『混同秘策』)とも、産霊の元運(『天柱記』)とも稱している。そして信淵の家学たる農政学・経済学は、この産霊の靈妙な神教にもとづいているのである。産霊の神教とは、宇内(界)混同(被)の道を示したものであり、「国土を經緯し、蒼生を濟救する」⁴経済の道に相通するものである。信淵の時代は、諸国に饑饉がしばしばおこり、「蕭条として流散の飢民道路に充滿し、既に餓死したる者」⁵がおびただしく、目もあてられぬ惨状が、いたるところにくり展げられていた。諸国に頻発した饑饉の恐怖と領主の苛斂誅求の不安とは、貧農を墮胎・生児陰殺に駆り立てた。しかるに当時の御用学者が無気力であって、経国済民の大計を献策する勇氣がなく、いたずらに虚学を弄していた宿弊を信淵は憤り、「博学多聞の儒士は多く有れども、能く其国家を富盛にして、万民を安集する者に至りては殆ど稀な」⁷のを憂い、「国家衰微の病根を除き、万民貧窮の苦痛を去る」⁸ために、祖父不昧軒翁の志を継いで真実の経済学を樹立し、経国済民の実学を提唱したのであった。実に饑饉および生児陰殺に顕われた国民経済的不安が、信淵の農政学形成の地盤をなした体験であった。そしてこの体験から発して、信淵は貧困の問題に進み、社会の組織構造の問題に及んだのである。⁹それゆえ経済についてかれは、

経済とは、天地の神意を經營して、世界の人類を濟救するの業なれば、国家の政道此れより緊要なるはあること無し、(『経済要録』家学全集、上巻、九一九頁)

経済とは、国土を經營して万民を濟救するの業なり、故に國家に君たるものは、一日も怠ること能はざる緊要の務たり、『經濟要略』、家学全集、中卷、二六二頁)

我家の經濟学は、天地の神意を奉行し、世界の蒼生を濟救すべきの大道なり、『經濟要録』、家学全集、上卷六六六頁)

經濟の大典は、掛まくも畏き産靈の神教にして、世界万国の蒼生を救濟すべきの法なり、『混同秘策』、家学全集、中卷、二〇二頁)

經濟とは、国土を經營し万貨を豐饒にして人民を濟救するの道なり、『經濟問答』、家学全集、中卷、三〇九頁)

經濟とは、天地を經緯し蒸民を濟救するの大道にして、実是、堯舜の命を受けて禹稷懋て有無を遷し、廢居居邑を化して四海困窮を瞻したる政務なり、『防海余論』、家学全集、下卷、八四四頁)

という確信と自負とを抱いていた。信洵は荻生徂徠(寛文六―享保二三) 太宰春台(延宝八―延享四) 一六六六―一七二八(一六八〇―一七四七) 10 らと同様に經濟道を治國の道として説いたが、その道は先王の道でもなければ、孔子の道の祖述でもなかった。実に「天地の神意を奉行するの大道」こそ、信洵における經濟道であった。信洵の經濟は、世界救済学としての經濟であった。このようにかれの学問の一切は、産靈の道、世界救済という肇國よりの日本の使命達成の道を顕現するに於いたのである。

わが皇國は世界万国の根本であるとの立場から、世界の蒼生を安集するためには、「世界を混同し万国を統一」¹¹して世界國家を建設することが、日本の使命でなければならぬ。このような世界救済、皇國の稜威の光被という日本本來の使命觀を自覚し、¹² 実践していくためには、まず日本国内の体制を整備し、再編成することこそ、第一要務であると考へ、ここに信洵の理想國家が構想されたのである。信洵によれば、國家の目的は、國民を教化してその精神的生

を向上させかつ国土を經營してその物質的生活を充実させ、そして天地創造の神意を実現するにあつた。¹³ それゆえ信洩は、国家の機關を教化および産業を司る二大系統として構想しているのである。

三、大学校論

信洩の学校論が上述のような根本思想を基調として展開されていることは、いうまでもない。かれの学校論は、大学校論と小学校論とに分けられる。大学校論は『混同秘策』の中にみられるが、一言でいえば、かれの大学校論の根底をなすものは、古事記にもとづく宇宙觀に關學伝来の星雲説をとり入れたものであつた。¹⁴ 信洩はまず同書に「混同大論」と題して、宇内を混同すべき三段の方策（万国の地理形勢の明弁、王部の建設、他邦の経略）をたて、つぎに本論においてこれを実行すべき制度および各官府の任務を詳細に論じているが、まず世界統一の根本方策をつぎのように説いている。

益々産靈の法教を明にし、万民の疫苦を除き処々に神社を造営して皇祖の諸大神を祭り、学校を興立し十科の人材を起し、日夜勉強して長く怠ること無く、子孫永久能く祖業を拡充し天意を奉行して間断することなければ全世界皆皇国の郡県と為り、万国の君長も亦悉く臣僕に隸せんこと論を俟たずして自ら明なり、〔『混同秘策』家学全集、中卷、二〇五頁〕

世界を統一するには、国内体制の整備が前提条件であることに着眼し、「凡皇国は万国の根本にして、関東は即ち皇国の根本なり、其根堅固なれば技業益繁盛す¹⁵」という観点から、まず第一に江戸を東京と改称して皇都と定め、逐次関東を経綸すべきことを提唱したのである。

凡四海を治るには、先づ王都を建てずんばある可らず。王都は天下の根本なるを以て形勝第一の地を撰ぶべし、（略中）王都を建の地は江戸を以て天下第一とす。王都を此地に定て永く移動すること無るべし、浪華も亦天然

の大都会なれば此を西京として別都と為すべし、(前掲書、家学全集、中巻、一九七―一九八頁)と論じ、つづいて皇都を建設する方法を、つぎのように説いている。

凡皇都を建る法は、皇城は中央にして西に皇廟あり、東に大学校あり、北に教化台あり、南に神事台あり、又其南に大政台あり、学校の東には農事奉行・物産奉行・百工奉行・融通奉行の四府を列し、西北には陸軍奉行の府ありて、陸軍三十六營悉く皇城の西北を圍繞す、東南には水軍奉行の府ありて、水軍三十六營悉く皇城の東南を圍繞す、又其間に諸侯参勤中の滞留館、及び諸国の使臣・賓客・たぎびと逆旅等の旅館・酒樓・歌館・娼家・戯場、并に処々に数多の交易場を立べし、(前掲書、家学全集、中巻、二一一頁)

信淵の考える行政組織は三台六府であるが、教化台・神事台・大政台は皇城を中心として四方に位している。大学が皇廟・三台とともに皇城を圍繞する位置におかれている点からみても、大学がいかに重視されていたかが推定される。したがって大学校は美麗な建築物とし、その内部は人目を眩耀させるほど華麗に飾りつけて諸神を祭り、教化大師をはじめ諸講師が日々出席して、説法をする仕組みになっている。大学校の建物を莊嚴にし、講師の威儀を堂々たらしめようとしたのは、神道の精神を仏教の儀礼に盛って、民心収攬の効果をあげようとしたものとして、興味ぶかくみられる。¹⁶

『混同秘策』にいう、

凡大学校は造建美麗を尽し、此にも造物主三神、及び日の神並に天古屋根神・天太玉神等を其中央の奥に安置し、其前面に高く法座を設く、是れ教化大師の日々法教を講談する処なり、法座の上には宝蓋を釣り、左右には金花を飾り、珠玉金碧の精工を究極し人目を眩耀するに宜し、是れ此大師は造物主に代て産靈の大道を説示し、蒼生をして天地の至理を開悟せしむ、尊敬すべきの最上たり、大師の出入幸行必ず音楽鼓吹あり、

大師の行路は
三台共に必ず

音楽あり、中師以上は遠國の行に非れば鼓吹なし、只教化台のみは、中師と雖ども必ず音楽あり、座露の法は教化を以て專一とするが故なり、聴聞する処なり、中師・小師・巫師等の出て説法する時は、右の高座に上らずして高座の前に別に講座を設るなり、総て天下に下す所の制令詔誥等は悉く大学校より触れ出し、且又諸官人等の選挙も学校の政なるを以て、講

堂の後ろには一箇の會議堂有て、天子及び三台・六府の官人悉く会聚して政事を議すること有り、(略中)

凡そ教化台に大師の法宮を造営するに金碧の精好を尽すべし、中師・小師・巫師・上官・中官・下官の宮亦次第に此に亘ぐ、清学生の居舎も亦精淨にすべし、学校の生員は清俗を論ぜず悉く此台の支配なり、其学徒兼て誠明・神祇・儀礼・音楽・法律・武備・医術・天數・地理・通訳の十科を立て、各部廠を分て之を習肄しめ以て術業を広め、其上達したるを簡拔て三台・六府の官員に補任す、故に此台は天下の人材を教育して天下の大用を弁ずる要務なれば、生徒の盛なること知るべし、(家学全集、中卷、二二二―二二三頁)

右によって考えれば、信濃の描いた大学校は、理想国家における最高機関である。したがって大学校は、教化大師らが日々道学を講ずる神聖な学堂であるばかりでなく、他面国家の立法機関としてすべての制令・詔誥を天下に公布する場所であり、官吏任免機関であり、学生の研修所であり、さらに閣議もここで開かれることになっている。国家の教化機関として教化台・神事台・太政台の三台があるが、神事台は宗教を司る機関であり、太政台は司法および警察を司る機関である。

かれは続いて『混同秘策』で説く。

日本総國の大小の神社、并に村々の鎮守の神社も、悉く此台(神事台)の支配を受けることは、村々の小学校も悉く教化台の支配を受けると同事にて、学校と神社とは、諸侯と雖ども自由に動すこと能はず、総て神社と学校の清官は諸侯の封国の内も悉く皆皇都の台より補任すること、盤古無動の定例なり、(家学全集、中卷、二一四頁)

このように教化台は小学校を監督し、小学校の教師はことごとく教化台から補任するのであるが、諸侯といえどもこれに干渉しえざることとして、教師の身分を絶対的に保障した見解は、「教育は不当な支配に服することなく」と規定した教育基本法第十条に通ずるものであって、まことに卓見といふのほかない。教化台は文部省と大学とを兼ねたものであって、この点奈良・平安時代の大学と同じ性格をおびているが、信淵の描く理想国家における教育行政機関であり、最高の教育機関であった。実に教化台は国家最高の立法府であり、行政府であるとともに、至高の教育府としての機能を営むところである。このように大学に全国の小学校の監督、学制の制定、教師の任免、その他の教育行政を行なわせ、教化台を総裁する教化大師に絶大の権限を付与し、教化至上主義をとったこと、および教化台は「天下の人材を教育して天下の大用を弁ずる」¹⁷のを要務とし、大学としての教化台に、誠明・神祇・儀礼・音楽・法律・武備・医術・天數・地理・通訳の十専攻科目を設け、学生に希望する教科を専攻させ、三台六府の官吏にはその卒業生から選抜補任する建前をとったことは、まことに構想が非凡であり、広く国家的視野に立つての大学校論であって、江戸時代の大学校論の中にあっても特に卓越したものととして注目される。

四、小学校論

信淵は『垂統秘録』(文政六年)小学校篇で、小学校教育を論じている。佐藤家学の垂統法なるものは、ただに商業のみならず一切の生産・分配を国家の手中に収め、かつ貧民の救済と教育をも国家的事業となし、もって国利・民福をはかり、人民を安養し、軍備を整えようとするものであって、封建的な政治・経済・社会等の関係を大いに変革しよう¹⁸と意図するものであった。

信淵によれば、小学校(中等教育機関)は二万石以上の土地にかならず建て、職員は教化台から出張して、児童の教育にあ

たるのである。教育所(初等教育機関)に学ぶ俊秀な男児が八才になると、小学校に入れて洒掃・応対・進退の礼儀を教え、四書・小学・近思録をはじめ六経の素読を授ける。優秀な児童は、十五才に達すると貧富を論ぜずひとしく都の大学校に貢奉し、ますますその学芸を研修させて、国家有用の人材に育成するが、能力のない児童は生家にかえして本人の希望する産業に従事させる。また他方村民をときどき呼び集めて、人倫の道を説ききかせるのである。『垂統秘録』にいう。

先づ諸国諸郡の鄉村凡そ其高二万石有余の土地には、必ず小学校を立てて、教化台より上清官一員、中清官二員、下清官四員を置き以て童蒙を教育し、神祇・太政の二台よりも各中清官一員、下清官二員づつ出役して其事を補佐し、且其近傍の村々に各教育所を立てて、其小学校より三台配下の保護下官各一名づつを置き、童子及び衆民を教諭し、且つ其村の神事を行ひ、善を賞し悪を罰し以て三台の政事を嚴にす、凡そ教育所に男児の俊秀なる者ありて八才に及ぶときは、必ず此を小学校に致し洒掃・応対・進退する礼儀を教へ、四書・小学・近思録を始めとして六経の素読を授け、又時々村々の人民を会して道学を講じて、篤く人倫を修むべきを教誨す、即ち父子有レ親、君臣有レ義、長幼有レ序、夫婦有レ別、朋友有レ信の所以を以す、其の下民の子たりと雖ども、衆に傑れて英敏なる童子をば、別に復た撰で学問及び文武の諸芸を習はしめ、十五才に至るに及では、此を王都の大学校に貢献して進士となし、益々其学芸を勉強せしめ、以て国家の有用に備へ、其他凡庸の小児は此を其家に帰し、其好む所の産業を習はしむるなり、(家学全集、中卷、四三七―四三八頁)

小学校は、要するに、大学の地方機関として児童を教化する教育機関であるとともに、一般民衆を教諭する社会教育機関でもあった。のみならず地方行政所として政治的事務を司り、軍備や警察の事務をもとり扱う仕組みであった。

『垂統秘録』にまたいう。

抑此小学校は教化台の出張所にして、童蒙及び衆民を教育するを専務とすることなりと雖ども、三台の官人皆此に同直するを以て、其配下なる郷村の諸神事を勤め行ひ、且つ勸善懲惡の政事を悉く執行ふべき官署たり、是に由て陸軍府より都尉一人、卒頭四人、精卒百人づつ交代在番し、武備を嚴重にして不虞を警む、且つ其配下の村々に非常の事件あるときは、速かに此を小学校に達して其下知を受けしむ、故に牢獄を設け刑罰をも行ふこととす、(家学全集、中巻、四三八頁)

また小学校は、「遍く万姓の困窮を贍給¹⁹」する広濟館、「衆民の疾苦を救²⁰」う療病館、「貧民の小兒を養育²¹」する慈育館、「小兒を遊ば²²」せる遊兒廠、「万民を教化し、善を褒め惡を糺して民の患苦を除く²³」教育所等を監督するのである。これらのうち教育所について、信淵はつぎのように述べている。

教育所は、凡そ其高千石許の土地に一箇所づつを設くべし、其制全く寺院の如き物也、此も三台より各保護下官一人づつ、及び本事・開物の二府よりも下官各一人づつと相同直し、各其本分の職事を行ひ、且つ村内の貧民其赤子を養育すること能はざるを見れば、即ち其赤子を慈育館に送り、或は病疾あるものをば療病館に遣はし、或は医を請て此を治せしめ、又老人及び癱疾の者、或は鰥寡孤独、或は火難・水難等にて困窮する者あれば、急速に此を広濟館に通達し、米錢及び入用の諸物を賜りて其難を濟救せしむ、但し此等の事は同直一統にて計ふ也、教化台の下官は此官の上首に坐し、村内の八才以上に及べる男女の小兒を集めて筆算及び雜書の素読等を教へ試み其才質英敏に見ゆる男兒をば、小学校に遣はして勤学せしめ、自余の小兒は成長に従ひ其好める業に就かしむべし、且又時々百姓等の老若男女を会集して、父子・君臣・夫婦・長幼・朋友の人倫を教導すべし、

又神祇台の下官は、其村々の年祈祭^{としひ}・雩祭^{あまこひ}・報恩祭等を始めとして諸々の神事を行ひ、且つ其村出生の小兒に名を銘し、且つ小学校に願ひて此に錢米を賜はり、又其元服等の礼を修め、且又男女の時に及べる者をば小学校

に聞達し、米銭及び諸物を給はり、又人死するときは葬礼を修めて其祭事を執行ふ。

又太政台の下官は、其村々に善事を行ふ者あれば、此を小学校に上達して褒賞を賜はり、其行ひ宜しからざる者をは厳しく此を呵嘖し、尚も道に従はざる者をば小学校に申し、搦捕て禁獄せしめ、其罪を糾明して罰を加へしむ、而又本事府と開物府の下官は、日々其村々の田野山谷を巡覽して、五穀及び諸菜を始め種々の草木を作らしめ、草民・樹民をして其業を勉強して土地の勢力を尽さしめ、懶惰にして業を励まざる者あれば、太政官と議して此を警戒し、尚も儒遊するものをば痛く此を罰責し、且つ月並の祭礼、及び年祈祭・零祭・報恩祭等の時には、三台の官人と議して酒肴を設け、村々の人民を会集して大に酒を飯ましめ、歎呼歌舞して其樂みを尽さしむ、何れの土地の教育所に於ても皆同様なり、(家学全集、中卷、四四二—四四三頁)

右によつて考えれば、信測にあつては、教育所は読書筆算の教授所、道徳・修身の教導所であるばかりでなく、さらに精神方面の一大修養場であり、授産場であり、勸業場であり、救済場であり、懲戒場であり、生活相談所であり、祭祀執行所であつた。一括していえば、もつとも広い意味においての、眞実かつ實際の、生活一切の指導場であつたと考える乙竹岩造博士の見解は、²⁴けだし当をえたものといえよう。したがつて信測の説く小学校および教育所は、まさしく学校に地域社会の文化的中心の役割をもたせようとする、オルセンらの地域社会学校の構想²⁵に相通するものがある、といつても過言ではあるまい。また小学校および教育所は、一般成人に対する生活改善の指導、自力更生の鼓吹、村落の建直し等に該当するものであるから、生産に基底をおいて村落の総合開発を企図しようとする全村学校思想と軌を一にするものである、ともみられるだろう。

五、学校維持法

上に述べた大学校論および小学校論は、国に直屬した土地の制度である。諸侯に直屬した土地の制度については、信淵はほとんど触れるところがないが、大学に相当するものを講談所といっている。

さて信淵は、学校を維持する方法として泉源法を唱えた。泉源法という名称は、『孟子』の「原泉混混々々舎_レ屋夜_一、盈_レ科而後進、放_三乎四海_一、有_レ本者如_レ是。」から出ている、といわれる。かれみずから「此法は、我家経済学の極意にして、国家富盛の統を子孫に垂れて終古に衰微すること無_レからしむべきの大事なり、」と説きおこしているが、二宮尊徳(天明七—安政三)の「報徳講」、大原幽学(寛政九—安政五)の「先祖株」などと同工異曲であつて、共同の力に頼り領民各自に強制的に貯蓄させる方法である。その要領は、およそつぎのようなものであつた。

凡そ万家の邑は十七八才以上の男女あること三万人に下らず、講師能く其士女を教化して、天恩報謝の為に毎日二刻つづ手足を勞するものならば、譬ば繩を縋ひ草履・草鞋を造り、苧を紡み糸を採とも、一日一夜の中三錢か二錢の働きの出来ずと云ふことは決して無き者なり、若夫れ一人にて二錢つづを講談所に奉納することなれば、三万人の奉錢毎日六十貫つづにて一月積錢千八百貫、一年には二万千六百貫にて、此を金にすれば大略三千六百兩許なり、此金に年一割半の利足を加て積立れば、十年の間には七万三千兩余の大金と為る、(『泉源法略説』家学全集、中卷、二五〇—二五一頁)

このような仕組みの泉源法によつて集めた領内の積金は、ことごとく講談所に集納する。そしてそれを管理するために、領内の富豪な百姓十余人を選んで世話役とし、別に勘定方・記録方等の役人をおいて諸帳簿を精密に検査させ、集金・利益金・貨付金等の額を改めさせ、講師がときどき監査し、かつ領主から番兵を派遣して、講談所および金銭・米穀等の倉庫を警衛させる仕組みである。このような方法で貯蓄十年を経過する時は、集金も莫大な額に達するから、養育館・療病館・広濟館・産物館・製造館・交易館等を建設して、各種の事業を盛んに興せば、講談所もお

のずから豊かになるだろう、というのが信淵の着想である。かれは、

此講談所の集金は、講師の教化を勤勞して丹誠を尽し、国家万民の為に勸進し積み集めたる所なれば、境内を富貴し、蒼生を安集するの資本にして、国家隆盛の大衆を永久に垂統すべき至貴至重の宝貨なり、豈国君の自由にすべき財用たらん哉、況や国君には各自従来定額の租税ありて、勤王と自奉の定れる分限ある者なるをや、何ぞ此金を以て国用と為すべきの理あらん、汝等能く此所の天理を熟察して領主に諂ひ權臣に欺かれて此金を奪ひ取られ、以て国家永世の大事を誤ること勿れ、(『泉原法略説』、家学全集、中巻、二五二—二五三頁)

と警告を発し、さらに泉源法を実施するに当たっては、かならずまず国君・諸大臣・村役人らから、講師に連印の誓紙を提出させるべきであると注意を与えて、いわゆる教育財政の確立を主張しているのである。

信淵は大学校および小学校の建築費や図書購入費等を具体的に計上していないので、かれの学校論には財政的裏づけがない、という批判もくだされるが、これはひとり信淵に限らず、近世学校論にほとんど共通的にみられる弱点である。学校財政を具体的に論ずる見解は、かろうじて集堂学山や林子平らの上書にみることができ、阿波徳島藩士集堂学山(元禄一三一—天明四)は、宝暦十二年に藩主蜂須賀重喜に奉った「建議書」²⁷において、国学(大学の)の校舍建築費および設備費として、総計五百四十七両三步強を計上している。その内訳は、およそつぎのようなものである。

- 一、金四百五拾三両七匁と銀七匁三分七厘五毛 東御長屋取払候跡へ講堂学舎共不残新敷致出来候積り高
- 一、金三拾五両 書物蔵一間四方程
- 一、金 四両 置琉球縁付六拾式置半代金
- 一、金 拾五両 同無縁百七拾五置代金
- 一、金 四拾四両式歩と銀七匁七分 学校中入用之品并賄台所之入用之器物調上げ候見積り(『文部省』日本教育史資料)

五、六〇一―六〇二頁)

また林子平(元文三―寛政五)は、明和二年に仙台藩当局へ提出した第一「上書」において、

学校御造作、又書籍御買上被_レ成置_二候には、余程の御入料懸り可_レ申候間、士は不_レ及_レ申、町人百姓迄も一人前四五銭かかりの御用被_レ仰付_二候て、右の金にて学校造立、並に書籍御買上可_レ被_レ成置_二候。(瀧本誠一編「日本経済叢書」巻一二、一〇頁)

と、学校税 (School tax) を賦課して財源に充てるべきことを建議している。しかるに天明元年提出の第二「上書」²⁸においては、この学校税徴収説を撤回して、つぎのような見解を述べている。すなわち一千兩を元金としてこれを年三割という高利で貸しつけ、二十年間に二十万兩にふやし、雑費・報償および回収不能の金をすべて五万兩と見積つて十五万兩の手取金を得、この中から一万兩をさいて学校造営の財源に充てようという案である。そして一万兩のうち千兩を普請に、二千兩を書籍に、二千兩を武具の設備にそれぞれありあて、残りの五千兩を学校維持資金として高利に貸付け、その利息をもって学校経常費に充当する計画であった。

信測の説くところは、学山や子平ほど明確具体的でないきらいがあるにせよ、学校維持の一方策として泉源法を提唱したところに、やはり経済学者としての信測の面目がうかがわれると思う。

六、あとがき

近世初期には熊沢蕃山(元和五―元禄四)、山鹿素行(元和八―貞享二)により、中期には室鳩巢(万治一―享保一九)、荻生徂徠、集堂学山、林子平らにより、後期には細井平洲(享保三―享和二)、中井竹山(享保一七―文化一)、佐藤

信測、帆足万里(安永七—嘉永五)、広瀬淡窓(天明二—安政三)、正司考祺(寛政五—安政四)、吉田松陰(天保一—安政六)、(一八三〇—一八五九)らによって、学校必要論・学校公営論・学校私営論・教育機会均等論・出席強制論・出席任意論・教育課程論・教育方法論・大学校論・教員養成論・教育財政論など、実に多彩な学校論が展開された。端的にいえば、近世学校論は、初期の為政者の子弟教育を中心とする封建的なものから、中期の一般武士や庶民を本位とする教育論に移り、さらに後期前半の自藩の藩校に焦点をおく幅の狭い学校論を経て、後半(特に天保以後)の日本国全体の文化向上を目標とする、広い視野に立つ国家教育論へと次第に変貌し、拡大していった。

これらの中にあつて信測の学校論は、一言でいえば学制論であり、理想国家の中に位置づけられた理想論たるをまぬがれない。しかしかれが教化至上主義を信奉し、その教育が単に知識を授けるといふよりも、人材の育成を目ざし、国民を国家体制の一組織体として教化することに重点をおき、しかもその所説の中に支那思想にもとづく立論も入っているが、蘭学によって歐洲における近代教育と接触したところもみとめられ、明治時代に入ってから抬頭してきた学校論と大差ない形にまで近代化されている点³⁰は、近世学校論の中にあつて最も異色のある、卓抜な見解として、特にわれわれの関心をひくところである。

註

- 1 大川周明『佐藤信淵集』一一頁
- 2 河野省三「思想上より観たる信淵」、第三卷第九号、歴史公論、一七頁
- 3 佐藤信淵『経済要録』、家学全集、上巻、八六五頁
- 4 同書、六六五頁
- 5 佐藤信淵『経済要略』、家学全集、中巻、三六三頁
- 6 鴫田恵吉『佐藤信淵』九頁

- 7 佐藤信淵『経済要略』、家学全集、中卷、二六三頁
- 8 『経済要録』、家学全集、上卷、六七二頁
- 9 羽仁五郎『佐藤信淵に関する基礎的研究』一五七頁
- 10 安津素彦『国学者信淵』、第二卷第一一〇号、日本学研究、一五頁
- 11 佐藤信淵『混同秘策』、家学全集、中卷、一九五頁
- 12 安津素彦校訂『佐藤信淵集』(国学大系) (第十二卷) 二九頁
- 13 大川周明、前掲書、五四頁
- 14 石川謙『佐藤信淵』、岩波教育学辞典Ⅱ、八六八頁
- 15 『混同秘策』、家学全集、中卷、二一八頁
- 16 大川周明、前掲書、六一頁
- 17 『混同秘策』、家学全集、中卷、二二三頁
- 18 小野武夫『佐藤信淵』二〇三頁
- 19—23 佐藤信淵『垂統秘録』、家学全集、中卷、四三八頁
- 24 乙竹岩造『佐藤信淵の教育思想』、『日本教育史の研究』第二輯、二四七頁
- 25 Edward G. Olsen (1908—), *School and Community*, 1945
- 26 佐藤信淵『泉源法略説』、家学全集、中卷、二五〇頁
- 27 文部省『日本教育史資料』五、六〇一—六〇二頁
- 28 石川謙『日本庶民教育史』五五頁
- 29 滝本誠一『日本経済叢書』卷一五、六一—六七頁
- 30 海後宗臣『日本近代学校史』一三頁